

伊丹市人権教育・啓発施策審議会条例施行規則（令和3年
伊丹市規則第40号）

（趣旨）

第1条 この規則は、伊丹市人権教育・啓発施策審議会条例（令和3年伊丹市条例第1号）第5条の規定に基づき伊丹市人権教育・啓発施策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、市民自治部共生推進室同和・人権推進課において処理する。

（細則）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。